平成２６年（フ）第３３８号
埼玉県狭山市狭山20番34号　ひまわりハイツＡ―202
債務者　濱名　正久
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３９号
埼玉県狭山市狭山20番34号　ひまわりハイツＡ―202
債務者　濱名希美恵（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５０号
埼玉県坂戸市大字厚川90番地１　アインハイムⅡ―106号室
債務者　新井　　良
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５８号
埼玉県入間市東藤沢１丁目５番７号　下山ハイツ101、前住所埼玉県入間市大字上藤沢370番地１　エステ・スクエア716
債務者　吉村　彰宏
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７２号
岐阜県瑞浪市山田町222番地の１
債務者　西尾　理香
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７３号
岐阜県土岐市泉町定林寺685番地の１　ミネ矢戸Ａ―102号
債務者　田村　　肇
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７８号
岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の74　アグレイア102号
債務者　塩澤　貴司
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１６号
静岡県掛川市薗ケ谷923番地
債務者　松浦　徹夫
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
静岡県掛川市掛川101番地　カサボニータ102号室
債務者　瀧　　和美
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字堂奥117番地16―202号
債務者　清遠　伸也
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高甲201番地の１　コーポラスカル103号室、前住所福島県河沼郡会津坂下町字五反田1241番地４
債務者　岩渕久仁子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
愛知県稲沢市正明寺１丁目11番21号　コーポすみれ103
債務者　宮﨑　　修
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３号
福岡県大牟田市上白川町２丁目342番地
債務者　藤木　　鷹
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５６号
長崎県大村市今津町398番地１　ヴェルデ中村Ｂ102、前住所長崎県大村市富の原１丁目1242番地１
債務者　毎熊　節子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
熊本県玉名市山田1543番地　サニーヒルズＡ棟103号
債務者　岩本　誠次
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第５３２号
東京都小平市小川町１丁目462番地の３山口建興社宅102号
債務者　長内　明菜
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部